

緊急事態宣言の対象地域から解除されたことを受けて
～市民の皆様へのお願い～

政府は、5月14日に全国を対象としていた緊急事態宣言を39県で解除し、長野県もこの解除対象地域となりました。

この間、小諸市内では感染が確認されていませんし、また、長野県内におきましても感染拡大を一定程度にとどめることができています。これは、市民の皆様の外出自粛など感染拡大防止に向けたひとかたならぬご理解とご協力の結果であり、あらためて感謝を申し上げます。

しかしながら、今回の緊急事態宣言解除は、直ちにコロナ禍以前の社会経済状態に戻れることを意味するものではありません。今後は特に感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図っていくことが大変重要となっていきます。そして、これらの取り組みは非常に長くなるという心構えと、覚悟が必要です。

市民の皆様には、これまでの皆様の努力が無駄にならないよう、「特定警戒都道府県」への往来を自粛していただくこと、引き続き3密の回避、身体的距離の確保、マスクの着用及び手洗いの習慣化等の「新しい生活様式」の実践を切にお願いいたします。

また、他の地域におきましては、感染者やご家族、医療関係者への差別や偏見といった人権侵害が問題となっています。これまでも再三にわたりお願いをしていますが、皆が、「差別や偏見は絶対に許さない。」という強い連帯の気持ちをもつようにいたしましょう。

さて、小諸市では国や県の生活支援、経済対策に加え、市独自の取り組みとして、皆様の暮らしを守り、ひっ迫する地域経済への支援として緊急対策を行っております。詳細につきましては、区を通じた配布物や市のホームページをご覧ください。また、直接、市役所にご相談ください。なお、皆様の関心が高い、国が国民一人一律10万円の給付を行う特別定額給付金につきましては、特に給付を急がれる方には、5月1日から申請を受け付け、少しでも早い給付に取り組んでおりますが、お待ちいただける方は、今月下旬に必要な事項があらかじめ印字された申請書を郵送しますので、こちらで、申請いただきますようお願いいたします。

繰り返しになりますが、このたたかいは、まだまだ長く続くことが予想されます。先行きが見えず、不安ばかりが大きくなり、ややもすれば心が折れそうになりますが、こんな時だからこそ、ご自身や大切な人の命と暮らしを守るため、互いに支え合い、心をつなげて、この難局をみんなで乗り越えましょう！

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染症小諸市対策本部長
小諸市長 小泉俊博